

「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」発行について

1 証明書について

建退共兵庫県支部では、経営事項審査申請用（以下「経審用」）の「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（以下「加入・履行証明書」）」を発行します

- ・この証明書発行には、建設業許可に係る「決算変更届 様式3号」（写）などを添付して頂きますので、申請時期等にご注意下さい

★入札参加資格審査に当たって建退共の加入証明を求められる場合

- ・「経審用」の加入・履行証明書の写しを「入札用」に使用できます（証明書発行日から次期決算期に係る証明書発行までの概ね1年間）
- ・新規加入等の方は、契約者証の写し

2 発行場所

★建退共兵庫県支部

〒651-2277 兵庫県神戸市西区美賀多台1-1-2（兵庫建設会館内）
TEL 078-997-2333 FAX 078-997-2344

★兵庫県建設業協会の支部（尼崎、宝塚、三田、丹波、明石、北播磨、加印、南但、姫路、豊岡、浜坂、淡路）

3 受付方法

★ 郵送受付 随時

窓口での即日発行は行っていません。窓口受付の場合でも「加入・履行証明書」は、後日郵送となります。

★ お願い

- ①申請から発行までに日数を要しますので、受取希望日の2週間前には申請していただきますよう宜しくお願い致します。
- ②記入方法がわからない、県・市町への提出までに時間がないときは、事前に電話にてご相談下さい

★ 窓口受付 9：00～11：45 13：00～15：00
（月曜～金曜（休祝日、夏期休業、年末年始を除く））

4 証明手数料

★建退共兵庫県支部の証明手数料は1通につき 500円です
（郵便小為替でお願いします）

※注意 令和4年4月より、本証明書の発行基準及び様式・添付書類が変更になりました。
（全国統一になりました。）

加入・履行証明書の発行について

建退共兵庫県支部が発行する加入・履行証明書を兵庫県の経営規模等評価（経審）申請時に提示しますと、評価項目である労働福祉の状況の一つとして加点評価の対象となります

加入・履行証明書は、建退共に加入し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙の購入など、履行が適正になされている場合に限り発行しますので、下記事項をご確認のうえ申請頂きますよう宜しくお願い申し上げます

【証明書発行基準】

[こちら](#)

1.共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。

ア. 加入後1年未満の方

イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方

ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

2.退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額が、(1)の被共済者に見合う額であること。この場合において、退職給付拠出額等の総額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

3.共済証紙貼付方式を採用する公共工事について（令和4年度から）

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

4.下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む。）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

【提出書類】

直近決算期間の内容で、加入・履行証明願を記入し、それに対応する書類を添付して下さい

- ★ 2週間程度の日数がかかりますので、余裕をもってご郵送下さい。
- ★ 添付書類漏れ・記入漏れ等不備がある場合は発行出来ませんので、一旦ご返却させていただきますのでご了承下さい。
- ★ 窓口に来られた場合でも、「加入・履行証明書」は後日郵送します。

- 1 加入・履行証明願 2枚 EXCEL 記入要領
※申請用1枚と支部控用（同一申請用紙）1枚の計2枚を提出してください。
- 2 共済手帳受払簿（写）※
- 3 共済証紙受払簿（写）※
- 4 掛金収納書（写）
- 5 出勤簿等（年間就労日数が21日/月以下の者がある場合等）
- 6 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。）等（元請・下請間で証紙受け渡しがある場合）（請負金額の最も大きい工事）（元請のみ）※
- 7 建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書（電子申請のみ）
- 8 直前3年の各事業年度における工事施工金額を示す書類
（建設業許可申請等に係る毎事業年度終了後4ヶ月以内に兵庫県へ提出する書類「決算変更届 様式第3号」）（写）
- 9 返信用封筒（84円切手を貼付け、宛名、担当者名を御記入下さい）
- 10 証明手数料 1通につき500円（郵便小為替）

※ の用紙は こちら をクリックしてご確認下さい。